

決算行政監視委員会

決算行政監視調査室

1 決算等

決算は、国の一会計年度における予算執行の実績を表示したものであり、財政国会中心主義の下、議会における審査を通じ、予算に基づいて行われた財政行為についての内閣の責任を明らかにし、将来の財政計画や予算編成等に資するものである。

憲法第90条第1項は、決算について、「すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない」として内閣に国会提出を義務づけており、その提出時期は、「翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする」（財政法第40条第1項）とされている。この点に関し、決算の早期審査の観点から、決算の提出を早めることを内容とする要請が参議院より内閣に対して行われたことを背景として、平成15年度決算からは、国会が開会している場合には11月20日前後に提出されている¹。

令和5年度決算については、令和6年11月29日、第216回国会（臨時会）に提出された後、第217回国会（常会）に継続されている。

(1) 令和5年度決算等の概要及び審議状況

一般会計決算は、収納済歳入額140兆2,016億円余、支出済歳出額127兆5,788億円余であり、財政法第41条の差引き剰余は12兆6,227億円余であった。また、財政法第6条の純剰余金は8,517億円余であった。これは、歳出において、予備費の使用決定額が予算計上額よりも少なかったことなどにより6兆8,910億円余が不用となったことのほか、歳入において、税収が見込みを2兆4,651億円余上回り、日本銀行納付金等の税外収入が見込みを1兆7,032億円余上回った一方で、公債金を9兆5,000億円減額したことなどによるものである。

特別会計決算（13特別会計²の単純合計）は、収納済歳入合計額428兆2,654億円余、支出済歳出合計額412兆5,344億円余であって、計15兆7,309億円余の決算上の剰余が発生し、そのうち、5兆4,319億円余を積立金に積み立てるなどし、8兆2,837億円余を各特別会計の令和6年度歳入に繰り入れ、2兆152億円余を令和6年度一般会計へ繰り入れることとした³。

国税収納金整理資金の受払いは、収納済額100兆7,232億円余、支払命令済額及び歳入組入額99兆413億円余であり、資金残額は1兆6,819億円余である。

¹ 11月後半に国会が開会しておらず、その時期に決算が国会に提出されなかった例としては、平成16年度決算、平成26年度決算及び令和2年度決算があり、第164回国会（常会）の召集日（平成18年1月20日）、第190回国会（常会）の召集日（平成28年1月4日）及び第207回国会（臨時会）の召集日（令和3年12月6日）にそれぞれ提出された。

² 交付税及び譲与税配付金、地震再保険、国債整理基金、外国為替資金、財政投融资、エネルギー対策、労働保険、年金、食料安定供給、国有林野事業債務管理、特許、自動車安全、東日本大震災復興の各特別会計。

³ このうち、国債整理基金特別会計の決算上の剰余金は3兆699億円余であり、これは基金残高（将来の国債償還のために積み立てられているもの）等である。これについては、同特別会計の令和6年度歳入に繰り入れることとした。

政府関係機関決算（4機関⁴の単純合計）は、収入決算総額1兆9,764億円余、支出決算総額1兆8,164億円余である。

国有財産の令和5年度末現在額は、令和4年度末現在額より5兆8,595億円余増加し、137兆6,943億円余である。

国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の令和5年度末現在額は、令和4年度末現在額より367億円余増加し、1兆2,804億円余である。

令和5年度決算等は、令和6年9月3日の閣議決定を経て、会計検査院に送付された。会計検査院は、決算等を検査し、検査報告を作成の上、同年11月6日に内閣へ回付した。その後、決算等は、同月29日の閣議決定を経て、同日第216回国会（臨時会）へ検査報告とともに提出され、同年12月23日の本委員会への付託後、第217回国会（常会）に継続されている。

－最近5年間の予算・決算の推移－

（単位：億円）

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計	歳入	予算額	1,046,516	1,756,877	1,425,992	1,392,195	1,275,803
		決算額	1,091,623	1,845,788	1,694,031	1,537,294	1,402,016
	歳出	予算現額	1,097,283	1,822,658	1,733,796	1,616,468	1,455,332
		決算額	1,013,664	1,475,973	1,446,495	1,323,855	1,275,788
特別会計	歳入	予算額	3,918,113	4,252,632	4,654,997	4,525,290	4,352,264
		決算額	3,865,519	4,175,611	4,555,544	4,478,921	4,282,654
	歳出	予算現額	3,932,456	4,265,286	4,672,537	4,543,612	4,376,515
		決算額	3,741,696	4,045,188	4,410,814	4,323,539	4,125,344
政府関係機関	収入	予算額	17,565	24,316	26,775	20,047	22,340
		決算額	12,645	10,958	9,955	12,693	19,764
	支出	予算現額	18,172	25,370	32,335	25,192	26,461
		決算額	10,644	8,040	6,646	10,243	18,164

（備考）予算額又は予算現額は、補正後の額。決算額は、一般会計及び特別会計では収納済歳入額と支出済歳出額、政府関係機関では収入済額と支出済額

（出所）財務省資料を基に作成

(2) 令和5年度決算検査報告の概要

令和5年度の歳入、歳出等に関し、会計検査院が、国、政府関係機関、国の出資団体等の検査対象機関について実施した検査の結果、「令和5年度決算検査報告」に掲記された事項等の総件数は345件であり、指摘金額は計約648億6,218万円である。

⁴ 沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門の各機関。

—最近5年間の検査報告掲記事項の各事項等⁵の件数と指摘金額—

(単位:件、億円)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
①不当事項	205	87.5	157	66.3	265	104.3	285	97.6	294	77.3
②意見表示・処置要求事項	14	55.3	15	204.8	19	327.9	20	309.6	22	522.3
③処置済事項	22	154.2	20	1,837.5	22	23.8	28	173.0	22	50.6
④特記事項	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
指摘事項(①～④の計)	241	297.2	192	2,108.7	306	455.2	333	580.2	338	648.6
⑤国会及び内閣に対する報告(随時報告)	3	/	2	/	1	/	3	/	1	/
⑥国会からの検査要請事項に関する報告	2	/	5	/	1	/	4	/	0	/
⑦特定検査対象に関する検査状況	2	/	11	/	2	/	4	/	6	/
合計	248	297.2	210	2,108.7	310	455.2	344	580.2	345	648.6

(備考) 金額は「指摘金額」(租税等の徴収不足額、工事等に係る過大な支出額、補助金の過大交付額、計算書等に適切に表示されていなかった資産等の額など)。なお、重複があるため、事項等別の金額を合算したものと合計の欄とは一致しない年度がある。

(出所) 会計検査院資料を基に作成

(3) 令和2年度決算、令和3年度決算及び令和4年度決算に関する議決

本委員会は、令和6年の第213回国会(常会)において、令和2年度決算、令和3年度決算及び令和4年度決算に関する審査を終了したところである。各年度決算に関する「議決案」については、令和6年6月17日の委員会での議決(賛成多数)を経て、同月18日に本会議で議決(賛成多数)され、内閣に送付された。その内容は次のとおりである。なお、本議決の指摘事項に対して内閣が講じた措置は、第217回国会(常会)において報告されることとなる。

令和2年度、令和3年度及び令和4年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書に関する議決

本院は、各年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

一 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

1 予算への多額計上が常態化している予備費については、予備費使用額を財源とする予算の大半を翌年度に繰り越している事例や国会開会中、特に年度末に使用決定が行われていることに加え、多額の不用額を生じさせており、このような財政運営を改めるよう努めるべきである。

本院における決算の議決や審議内容が、次年度以降の予算編成に反映され効率的で適切な予算執行につながるよう迅速かつ適宜適切な決算審議の実現に向けた取組に一層協力すべきである。

⁵ 各事項等は、検査報告に掲記される事項等であり、①「不当事項」とは検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めたもの、②「意見表示・処置要求事項」とは会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は改善の処置を要求したもの、③「処置済事項」とは会計検査院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じたもの、④「特記事項」とは事業効果、事業運営等の見地から広く問題を提起して事態の進展を促すなどのため特に掲記を要すると認めたもの、⑤「国会及び内閣に対する報告(随時報告)」とは会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に対して報告したもの、⑥「国会からの検査要請事項に関する報告」とは国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について、会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果、⑦「特定検査対象に関する検査状況」とは会計検査院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況である。なお、「不当事項」から「特記事項」までは、適切とは認められない事態の記述で通常「指摘事項」と呼ばれている。

公益事業については、国の財政歳入 100 兆円に加え、個人の金融資産を活用したインパクト投資や公益法人・NPOなどの新しい公共による課題解決を目指し、そのための寄附制度、税制や金融政策等の見直しを検討すべきである。

税と社会保障費の負担については、可処分所得の増加によって我が国の経済成長を加速させるため、適切な国民負担の在り方を検討すべきである。

- 2 被災者の避難先での支援については、避難先とのつながりが復興時の連携に果たす役割を考慮し、被災者に対する被災地、避難先の両地域での適切な支援が受けられるよう二地域居住対策を講じるべきである。
- 3 消防団員の確保については、処遇改善や企業の理解促進を図るとともに、消防団員に準中型免許制度の新設に伴う負担を軽減するなど、地域防災力強化のための連携した対策を講じるべきである。
- 4 外国人材受入れの課題については、今後外国人材を受入れて、定着を促そうとしている自治体に対し、多言語翻訳サービスの導入、日本語教育の充実や居住環境整備をはじめ、地域での共生社会に向けた取り組みを支援すべきである。
- 5 SDGsについては、目標達成への進捗が遅れている分野を中心に、具体的なアクションプランを策定するとともに、外交面において、我が国は途上国支援だけでなく、ポストSDGsに向けた国際的な議論に主導権を発揮すべきである。
- 6 厳しい教員不足の状況については、教師の処遇改善や選考時期等を工夫するとともに、情報リテラシーや生成AI、データ活用などの新しい教育分野に必要な教員の人材確保を図るべきである。
また、給料を含めた再任教員の処遇改善に取り組むとともに、教員志望者を増やすために効果の出ている好事例を横展開するなど、適切な措置を講じるべきである。
- 7 緊急小口資金や総合支援資金については、その償還等が困難な者に対する継続した支援や相談など丁寧な対応を行うべきである。

被災地におけるリハビリテーション職種の活動支援については、自治体と保健医療専門職団体との平時からの連携強化を促し、被災地での介護・福祉人材の迅速な確保やロジスティクス業務への支援の在り方を検討すべきである。

- 8 総合食料自給率については、数値目標を政策評価の対象とした上で、食料安全保障の観点からその達成状況について検証する仕組み作りの検討を進めるべきである。

農業政策については、次世代の農業者を確保するための方策として、就農や経営に係る資金的支援、相談体制の整備及びロボットや水管理システム等を活用したスマート農業の推進を実施すべきである。

- 9 我が国のエネルギー政策については、今後の電力需要増加を見越した上で温室効果ガス削減目標の実現を図りながら、太陽光発電設備の諸問題や賦課金値上げへの対応を強化しつつ再生可能エネルギーの導入を促進すべきである。

中小企業、小規模事業者の脱炭素化については、既存の補助事業の対象外となっている事業についても支援や補助が受けられるようにするなどして、脱炭素に係る事業に安心して取り組める環境を整備すべきである。

- 10 財政支出の削減については、公共施設の長寿命化やかかりつけ医制度など、予防的な政策に積極的に取り組み、そのために必要な資金を調達する財政スキームを検討すべきである。また、治水対策についても、流域治水の考え方を取り入れ、地元住民の調査や意見を踏まえ適宜見直すべきである。

少子化対策下での国土形成については、出生率の低い自治体から高い自治体への移住を促進する施策や、地方移住者等を就農に結び付けるため、当初は身分保証をする農業公社のような施策を検討すべきである。

インバウンド振興については、訪日外国人旅行者の旅行消費の拡大を促進するのみならず、我が国の伝統工芸品や特産品等のプロモーションにつながる事業を推進すべきである。

- 11 在日米軍の施設区域にあるPCB廃棄物については、我が国が一部費用負担し処理しており、早急に全てを処理する必要があることから、処理方法を検討すべきである。

二 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

三 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

2 予備費等

予算の執行段階において、当初予想し得なかった事態の発生や、事情の変更等により、経費の不足が生じたり、新たな経費が必要となることは免れ得ないことから、憲法第87条は「予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。」(第1項)とし「すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。」(第2項)と定めている。

(1) 令和5年度予備費使用等の概要及び審議状況

令和5年度一般会計予備費の予算額は5,000億円であって、その使用総額は3,077億円であり、差引使用残額は1,922億円である。

また、令和5年度においては、令和4年度に引き続き、一般会計予算総則により使用範囲が規定された「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」⁶が設けられた。当該予備費の予算額は2兆円（補正後）⁷であって、その使用総額は1兆1,310億円であり、差引使用残額は8,689億円である。

なお、令和4年度に引き続き、「ウクライナ情勢経済緊急対応予備費」が設けられ、当該予備費の予算額は5,000億円（補正後）⁸であったが、その使用はなかった。

特別会計予備費の予算総額は7,286億円（補正後）⁹であって、その使用総額は19億円であり、差引使用残額は7,266億円である。

特別会計予算総則第21条第1項（歳入歳出予算の弾力条項）の規定による経費増額総額は710億円である。

令和5年度予備費の使用等については、第213回国会（常会）に「令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）」外4件¹⁰が提出され¹¹、その後、継続審議となっていたが、各件は、第214回国会（臨時会）において衆議院が解散されたことに伴い、いずれも審査未了となった。その後、各件は、令和6年11月29日、第216回国会（臨時会）に改めて提出¹²され、同年12月23日、本委員会へ付託された後、第217回国会（常会）に継続されている。

⁶ 当初予算で「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」として設けられた後、補正予算で使途変更。

⁷ 当初予算で4兆円計上、補正予算で2兆円減額。

⁸ 当初予算で1兆円計上、補正予算で5,000億円減額。

⁹ 当初予算で7,936億円計上、補正予算で650億円減額。

¹⁰ 「令和5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）」、「令和5年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）」、「令和5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）」及び「令和5年度特別会計予算総則第21条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）」。

¹¹ 予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書等については、早期の審議機会の確保の観点から、予備費の使用決定に係る閣議決定日等を基準として、毎年4月から翌年1月までの分を記載した「その1」と2月及び3月の分を記載した「その2」の二つに区分されて国会に提出されている。

¹² 「令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）」、「令和5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）」、「令和5年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）」及び「令和5年度特別会計予算総則第21条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）」。

なお、改めて提出されるに際しては、「その1」及び「その2」の区分はなされていない。

(2) 令和6年度予備費の予算計上等

一般会計予備費の予算額は、1兆円¹³である。

また、令和6年度においては、令和5年度に引き続き、一般会計予算総則により使用範囲が規定された「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」が設けられ、当該予備費の予算額は、1兆円である。

特別会計予備費の予算総額は、5,998億円余（補正後）¹⁴である。

これらの予備費の使用決定を受けて、予備費使用総調書及び各省各庁使用調書が第217回国会（常会）に提出されることが見込まれる。

3 会計検査院による報告

(1) 国会及び内閣に対する報告（随時報告）

会計検査院は、会計検査院法第30条の2の規定により、意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、毎年度の決算検査報告の作成を待たず、随時、その検査の結果を国会及び内閣に報告できることとされている。第216回国会（臨時会）の開会以降に会計検査院が行った報告は次のとおりである（令和7年1月17日現在）。

報 告 件 名	報告年月日
中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況について	令和6.12.18
租税特別措置（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度）における教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用状況、検証状況等について	令和7.1.15

(2) 国会からの検査要請事項に関する報告

各議院又は各議院の委員会は、国会法第105条の規定により、会計検査院に対し、特定の事項について検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。会計検査院は、会計検査院法第30条の3の規定により、検査要請があった事項について、検査の結果がまとまり次第、要請元に報告している。

なお、第216回国会（臨時会）の開会以降に会計検査院は国会からの検査要請事項に関する報告を行っていない（令和7年1月17日現在）。

4 政策評価及び行政評価・監視に係る調査結果

国会の行政監視機能を充実・強化するため、本委員会は、総務省が行う評価及び監視等の調査結果についての調査に関する事項を所管している。総務省が行う評価及び監視には、政策評価と各行政機関の業務の実施状況について行う行政評価・監視がある。

¹³ 当初予算で計上。なお、補正予算（令和6年12月17日成立）により追加された予算総則第20条では、この予備費のそれまでに使用決定した金額を除く金額のうちの1,000億円については、「令和6年能登半島地震及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による被害の被災者の生活及び生業の再建その他同被害からの復旧・復興に要する経費に使用する」とされた。

¹⁴ 当初予算で6,548億円計上、補正予算で550億円減額。

(1) 政策評価

政策評価には、①各行政機関が行う政策評価と、②総務省が行う政策評価がある。①は、各行政機関が、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する政策について、必要性、効率性、有効性等の観点から評価を行うことが基本となっている。これに加え、②は評価専任組織としての総務省が、政策を所掌する各行政機関とは異なる立場から、各行政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を行うため、複数行政機関にまたがる政策の評価（統一性・総合性確保評価）及び各行政機関の評価のチェック（客観性担保評価）を実施している。

令和6年度において、総務省が行った客観性担保評価の取組結果として、「令和4年度規制に係る政策評価の点検結果」が令和6年3月7日に、「令和6年度 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果」が同年11月22日に、それぞれ公表されている¹⁵。

なお、第216回国会（臨時会）の開会以降に総務省は統一性・総合性確保評価に基づく勧告等を行っていない（令和7年1月17日現在）。

(2) 行政評価・監視

行政評価・監視は、総務省が各行政機関の業務の実施状況等を調査して、その結果に基づき、各行政機関に対して勧告等を行い、行政運営を改善させようとするものである。

なお、第216回国会の開会以降に総務省は行政評価・監視に基づく勧告等を行っていない（令和7年1月17日現在）。

内容についての問合せ先

決算行政監視調査室 風間首席調査員（内線 68680）

¹⁵ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/kisei.html